

## 健康づくりの推進に関する福島県と株式会社エクシングとの連携協定書

福島県（以下「甲」という。）と株式会社エクシング（以下「乙」という。）は、福島県民（以下「県民」という。）の健康づくりの推進に関して、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力することにより、「食・運動・社会参加」の三本柱を基軸とした健康づくりの習慣化や健康リテラシーの向上等、県民の健康増進につなげるとともに、楽しく継続できる健康づくりのモデルケースを構築し、県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、可能な限り連携協力して取り組むものとする。

- （1）県内の地域・職域における健康づくりの推進に関すること。
  - （2）「ふくしま健民パスポート事業」の普及促進に関すること。
  - （3）その他、前条の目的を達成するための施策に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて具体的内容について協議の上、別途取り決めるものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる連携事項を推進するにあたり、県内市町村、事業者、関係団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に掲げる連携事項に係る取組の一部を、乙の指定する先に実施させることができるものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承認を得ずに第三者に漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない場合は、さらに1年間本協定の有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

### （協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成30年9月6日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事

内堀 雅雄

乙 名古屋市瑞穂区桃園町3番8号  
株式会社エクシング  
代表取締役会長兼社長

神谷 純